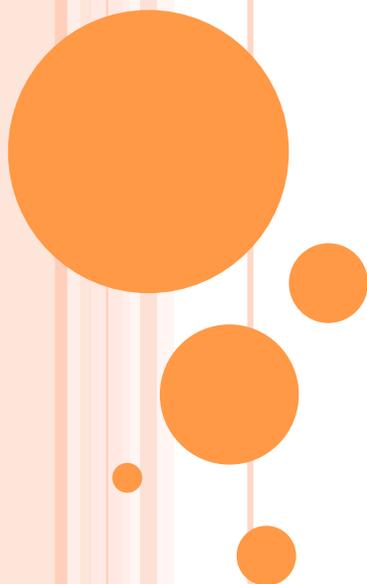




にゃんどるが教える知的財産講座

R&B特許事務所 <http://www.rbpat.com>



クレームと効果

～経営者が知るべき知的財産の権利・入門編～

我が家のにゃんドル



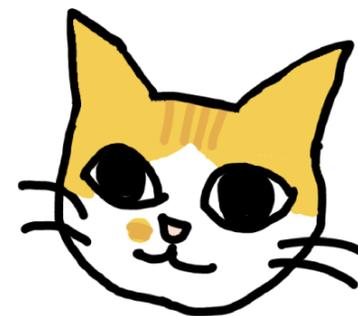
びびすけ



ぼうちゃん



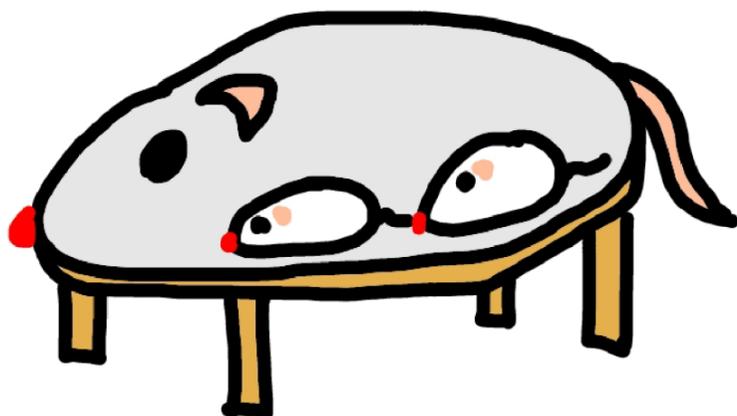
びびすけの新規事業



ねずみを見ながら食事をすれば、
食欲が増進される



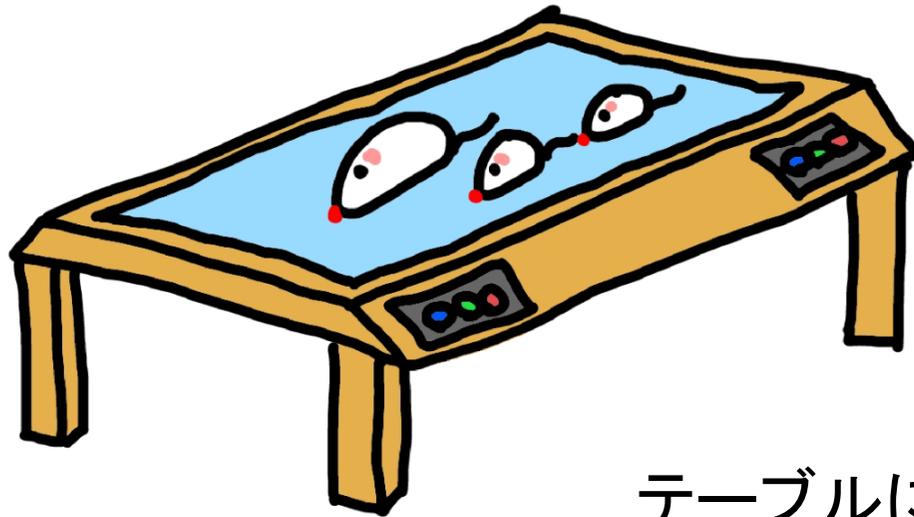
びびすけの新規事業



ねずみの形をしたテーブル
→ ついつい触ってしまうので、
塗装がはげてしまう



びびすけの新規事業

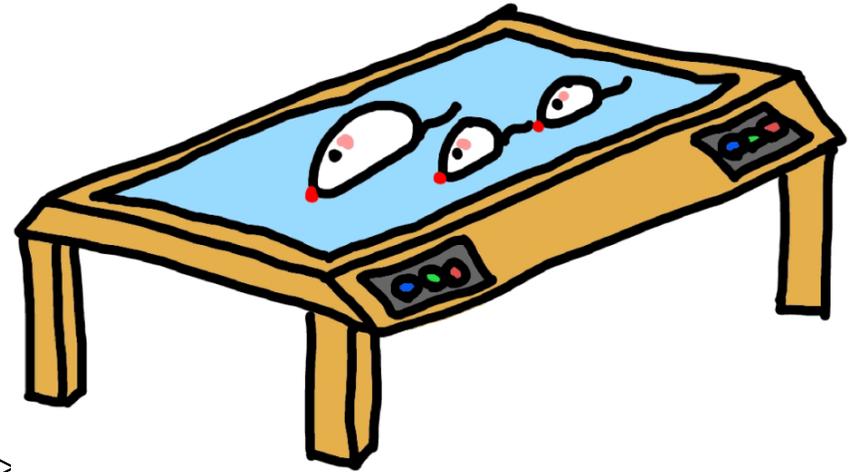


テーブルにモニターを埋め込み、
操作ボタンを押すとねずみの画像を表示
→触ってもはげない

さらに！！ねずみ追いかけゲームをプレイできる
→食事前にゲームして食欲増進！！



クレームのチェック



< 弁理士さんが書いたクレーム >

【請求項1】

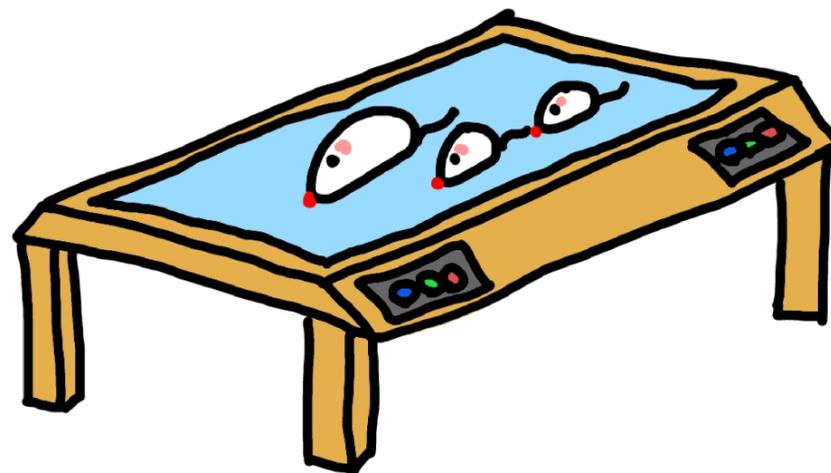
- モニターが埋め込まれた天板と、
- 天板から下方方向に延びる4本の脚と、
- 天板の側面に取り付けられた操作ボタンを備えることを特徴とするテーブル

【請求項2】

- 前記モニターは、ねずみ追っかけゲームを表示することを特徴とする請求項1に記載のテーブル



クレームのチェック

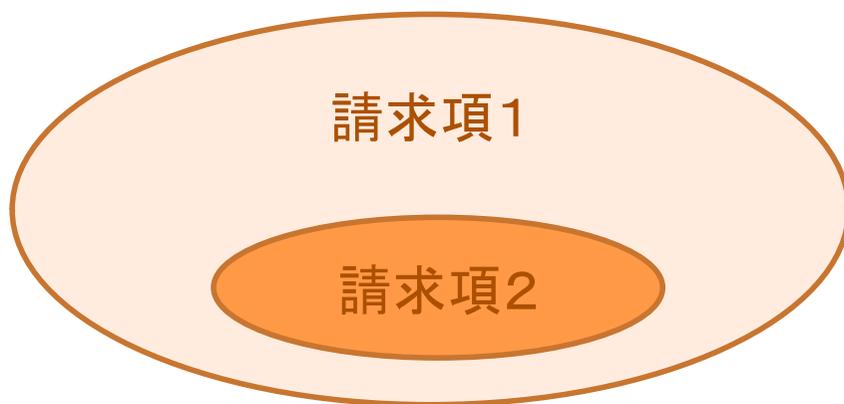


<クレームの構成>

【請求項2】

- 前記モニターは、ねずみ追っかけゲームを表示することを特徴とする請求項1に記載のテーブル

→請求項2は、請求項1の要素を全て引き継ぐ

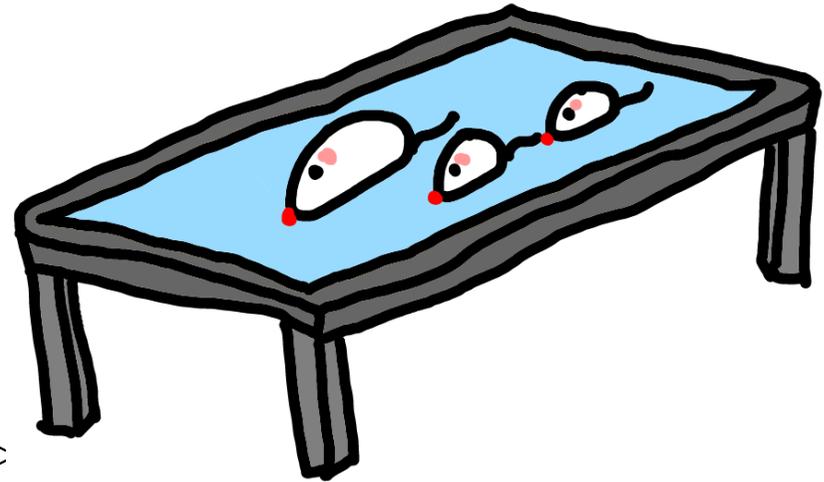


請求項1が特許の範囲を
決定する!!!

請求項1だけ
でもチェックし
よう!



クレームのチェック



＜弁理士さんが書いたクレーム＞

- モニターが埋め込まれた天板と、

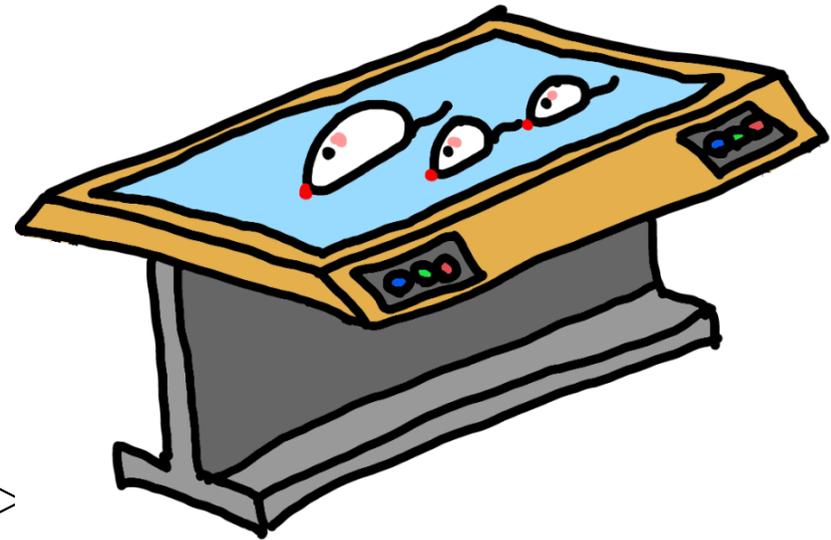
テーブルなので、天板は必要。

でも、モニターに直接、脚をつけたものは？

→「モニターを**有する**天板」



クレームのチェック



< 弁理士さんが書いたクレーム >

- 天板から下方向に延びる4本の脚と、

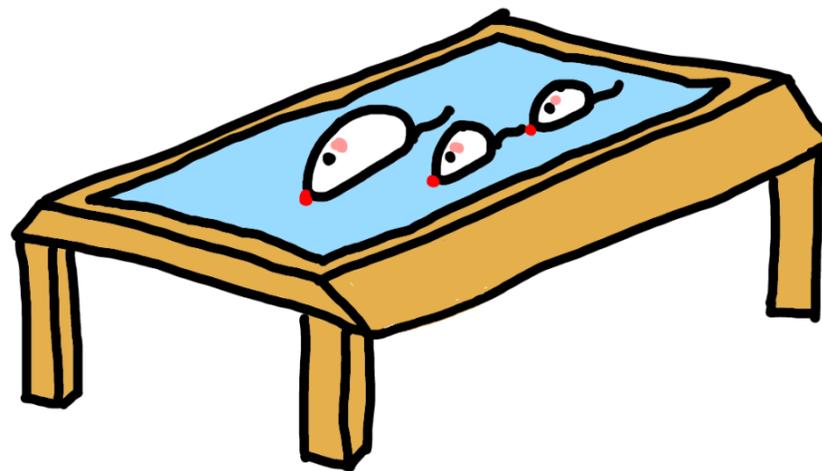
テーブルなので、脚は必要

でも、3本では？ 5本では？ 平板では？

→天板から下方向に延びる脚部と、



クレームのチェック



< 弁理士さんが書いたクレーム >

- 天板の側面に取り付けられた操作ボタン

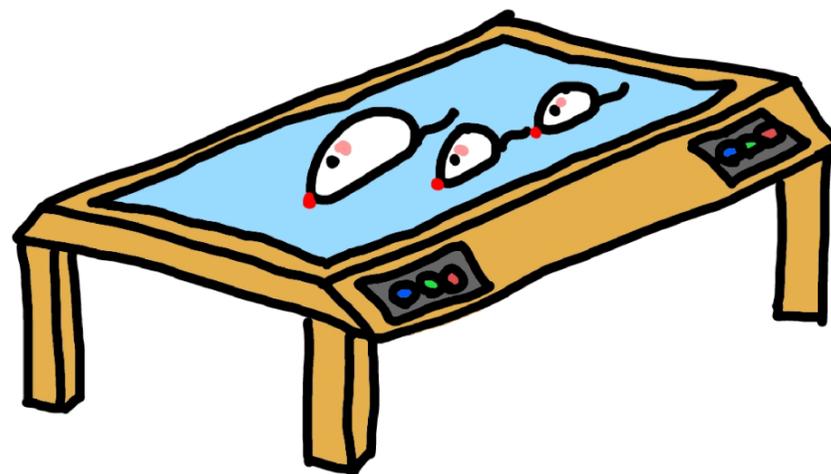
タッチパネルは？リモコンは？

コンセントを入れたら自動的に表示しても良い

→「ねずみを表示するテーブル」に、
操作部は必須ではない



クレームのチェック



<理想的なクレーム>

- モニターを有する天板と、
- 天板から下方方向に延びる脚部と、
を備えることを特徴とするテーブル

この構成だけで、テーブルにねずみを表示して
食欲を増進できます！！



クレームのチェック



そんな難しいこと、
わからないよ！

特許の取得・維持には100万円以上の費用がかかります。
意味のない権利にそれだけのおカネを払うのですか？



クレームのチェック



<じゃあ、どうすればいいの？>

クレームチェックは、ことば遊びです
1節ごと、否定してみよう！

ねずみが表示できる
テーブルとして
成立→×(不適切)
非成立→○(適切)

- モニターが埋め込まれた→埋め込まれてなかったら(×)
- 天板→天板がなかったら(○)
- 天板から下方向に延びる→下方向でなかったら(○)
- 4本の→4本でなかったら(×)
- 4本の脚→棒状の脚でなかったら(×)
- 天板の側面に取り付けられた→側面でなかったら(×)
- 操作ボタン→ボタンでなかったら(×)



クレームのチェック



< 弁理士さんに何て言えば？ >

思ったことを
ありのままを伝えましょう！

モニターが埋め込まれた天板→埋め込まれてなくても良い

4本の→他の本数でもOK

4本の脚→板状でもOK

天板の側面に取り付けられた→側面以外でもOK

操作ボタン→不必要

どの文言が適切かを考えるのは弁理士さんの仕事です！！





クレームと効果の関係



クレームは、貴方が本当にやりたいと思ったこと
(効果)を得ることができる**最小限の構成**です

やりたいこと=テーブルにねずみを表示させる

最小限の構成=モニターを有する天板+脚部





まとめ



特許出願の際には、請求項1だけでも
チェックしましょう！！

本プレゼンテーションのストーリーはフィクションです。
時間の都合上、特許法の原則のみ説明しています。
個々の事情によって状況は異なりますので、
弁理士にまずご相談ください。

にゃんどるが教える知的財産講座
R&B特許事務所 <http://www.rbpat.com>

